

平成25年度金融商品取引法改正についてー1

(資本市場関連部分：改正法案は2013年4月16日国会提出)

関連する問題

公募増資 インサイダー取引問題

- ・引受証券会社の情報提供
関与
- ・運用会社の低すぎる罰則

改正ポイント

インサイダー 取引規制強化

規制強化部分

- ・情報伝達、取引推奨行為に対する規制の導入
- ・運用会社が業務上行った場合の課徴金引上げ
- ・TOBで被買収企業から情報を受けた場合のインサイダー取引対象明確化

規制緩和部分

企業活動や競争相手の対抗買付等を円滑に行う為、以下を適用除外

重要事実を知っている者同士の取引

公開買付け情報の伝達を受けた者

AIJ事件を踏まえた資産 運用規制の見直し

不正行為に対する 罰則の強化

- ・不正行為に対する罰則の強化
- ・報告書内容を充実し、チェックを容易に

年金基金の プロ投資家要件の限定

- ・運用体制を整備した厚生年金に限定

国内信託銀行による
チェックや監督・検査を
厳格化

平成25年度金融商品取引法改正についてー2

(資本市場関連部分：改正法案は2013年4月16日国会提出)

関連する問題

改正ポイント

規制強化部分

規制緩和部分

投
資
信
託

小規模投信の
運用効率低下

小規模投資信託の
併合手続き簡素化

運用報告書が分かり難い

投資家への
情報提供充実

MRF等の安定的運用

・交付と請求の運用報告
書2段階化

・投資家に不利にならない
場合、書面決議を不要化

・緊急時に運用会社が行
う資金支援を容認

投資法人(J-REIT)の
投資拡大の為に
制度改正へ

資金調達・資本政策
手段の多様化

ガバナンス強化

インサイダー取引規制
導入

海外不動産取得を
容易にする措置

上場会社の様な対応可能に

・利害関係者からの物件
取得の場合、役員会の事
前同意義務付け

・上場投資口を、インサイ
ダー取引の対象に

・自己投資口の取得、ライ
ツ・オフリングやCB発行
の解禁

・新たな特別目的会社を
通じた海外不動産間接取
得を容認